

第 76 号議案

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	1
2 改正の内容	
(1) 子どもの貧困に対するための個人住民税の非課税措置	1
(2) 個人住民税の申告書記載事項の簡素化	2
(3) 単身児童扶養者の扶養親族等申告書（給与・年金）の 記載事項の追加	2
(4) 軽自動車税環境性能割の創設	3～4
(5) 「軽自動車税」から「種別割」への名称変更	5
(6) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し	6
(7) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る 固定資産税・都市計画税の課税標準等の特例措置	7～9
3 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例新旧対照表	
(1) 長崎市税条例	10～30
(2) 長崎市都市計画税条例	31～35

理 財 部

令和元年 6 月

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、次の(1)から(7)までについて、長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例を改正する。

- (1) 子どもの貧困に対するための個人住民税の非課税措置
- (2) 個人住民税の申告書記載事項の簡素化
- (3) 単身児童扶養者の扶養親族等申告書(給与・年金)の記載事項の追加
- (4) 軽自動車税環境性能割の創設
- (5) 「軽自動車税」から「種別割」への名称変更
- (6) 軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し
- (7) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準等の特例措置

2 改正の内容

- (1) 子どもの貧困に対するための個人住民税の非課税措置 (市税条例第 14 条)

ア 改正内容

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者(以下「単身児童扶養者」という。)を個人住民税の非課税措置の対象に追加するもの。(前年の合計所得金額が 135 万円(※3)を超える場合を除く。)

【非課税措置の範囲】

現 行	改 正 後
・障害者 ・未成年者 ・寡婦または寡夫	・障害者 ・未成年者 ・寡婦または寡夫 ・ <u>単身児童扶養者</u>

(※1) 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計が 48 万円以下であるもの。

(※2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

(※3) 平成 30 年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10 万円)に伴い、令和 3 年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得要件が 125 万円から 135 万円となる。

イ 施行日 令和 3 年 1 月 1 日

(2) 個人住民税の申告書記載事項の簡素化（市税条例第 25 条の 2）

ア 改正内容

確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち、前年の年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除については、市県民税申告において、その内訳の記載を要しないこととし、その合計額の記載によることができるようにするもの。

（「市民税県民税 申告書」の控除記入欄抜粋）

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩	円	内訳については 記載不要	
	小規模企業共済等掛金控除	⑪			
	生命保険料控除	⑫			
	地震保険料控除	⑬			
	寡婦(寡夫)控除	⑭			
	勤労学生、障害者控除	⑮～⑯			
	配偶者控除	⑰			
	配偶者特別控除	⑱			
	扶養控除	⑲			
	基礎控除	⑳	330,000		
	⑩から⑳までの計	㉑			合計額のみ記載
	雑損控除	㉒			
	医療費控除	㉓			
	合計 (㉑+㉒+㉓)	㉔			

イ 施行日 令和 2 年 1 月 1 日

(3) 単身児童扶養者の扶養親族等申告書(給与・年金)の記載事項の追加

(市税条例第 25 条の 3 の 2、3 の 3)

ア 改正内容

給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、それぞれの扶養親族等申告書にその旨を記載するもの。

イ 施行日 令和 2 年 1 月 1 日

(4) 軽自動車税環境性能割の創設（市税条例第 53 条～）

ア 改正内容

令和元年 10 月 1 日の消費税率 10%の引き上げ時において 自動車取得税[県税]を廃止し、グリーン化機能を維持・強化する「環境性能割」が自動車税及び軽自動車税に創設されたこと、また令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車については、当該税率を 1%軽減するもの。

イ 環境性能割とは

$$\boxed{\text{自動車の取得時(購入時)の取得価格}} \times \boxed{\text{税率(非課税\sim 2\%)}} \quad \text{※軽自動車}$$

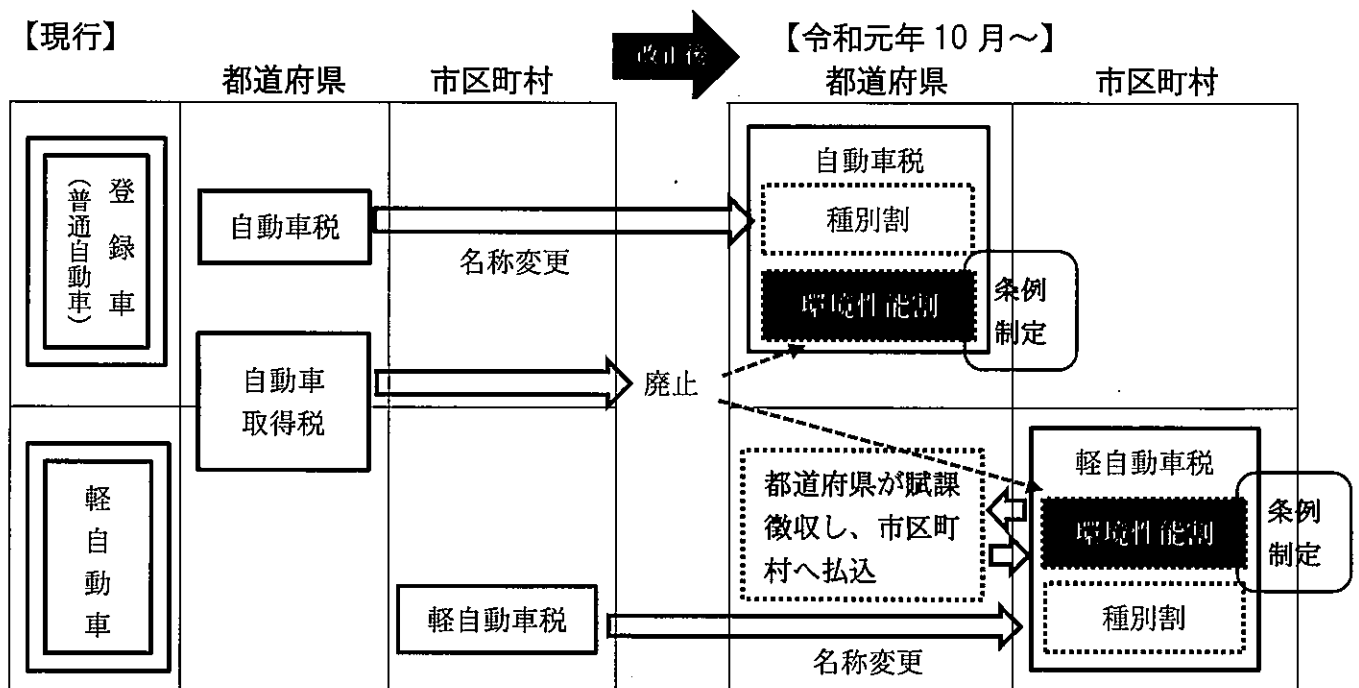
(ア) 新車・中古車を問わない(免税点は 50 万円)

(イ) 自動車税環境性能割の税収の一定割合を市町村へ交付

(ウ) 軽自動車税環境性能割については当分の間、都道府県が賦課徴収し、市区町村へ払込

(翌年度、市区町村が徴収取扱費を都道府県へ交付)

自動車税[県税]・軽自動車税に「環境性能割」を導入



●環境性能割の税率

(平成 28 年度税制改正分、下線箇所は平成 31 年度税制改正分)

対 象 車 両				税 率	
区分	排ガス性能	種別	燃費性能	自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車				非課税	非課税
天然ガス自動車	H21 年排出ガス規制に適合し、かつ H21 年排出ガス基準 10% 以上低減達成車(※1) <u>H30 年排出ガス規制適合車</u>			非課税	非課税
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	H17 年排出ガス規制に適合し、かつ H17 年排出ガス基準 75% 以上低減達成車(※1) <u>かつ、ガソリン自動車で H30 年排出ガス規制に適合し、かつ H30 年排出ガス基準 50% 以上低減達成車(※1)</u>	乗 用	R2 燃費基準+10% 達成車 又は H22 燃費基準+65%	非課税	非課税
			R2 燃費基準達成車 又は H22 燃費基準+50%	1.0% ⇒ <u>非課税</u> (※2)	0.5%
			H27 燃費基準+10% 達成車 又は H22 燃費基準+38%	2.0% ⇒ <u>1.0%</u> (※2)	1.0%
		貨 物 (車両重量 2.5t 以下)	H27 燃費基準+20% 達成車 又は H22 燃費基準+50%	非課税	非課税
			H27 燃費基準+15% 達成車 又は H22 燃費基準+44%	1.0%	0.5%
			H27 燃費基準+10% 達成車 又は H22 燃費基準+38%	2.0%	1.0%
上記以外の車				2.0% <u>乗用のみ</u> ⇒ <u>1.0%</u> (※2)	2.0%

(※1)排出ガス規制とは、新車における排出ガスの成分濃度基準を指す。排出ガス基準とは、排出ガス規制基準のうち窒素酸化物等の基準値を指す。

(※2)令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1% 分軽減。(減収分は全額国費補てん)

ウ 施行日 令和元年 10 月 1 日

(5) 「軽自動車税」から「種別割」への名称変更（市税条例第 53 条～）

ア 改正内容

現行の「軽自動車税」の名称を「種別割」に変更するもの。

イ 施行日 令和元年 10 月 1 日

《参考》 軽自動車税の税率(現行)

●二輪車等

車 種		標識の色	税 率
原 動 機 付 自 転 車	排気量 50 cc以下	白色	2,000 円
	排気量 50 cc超 90 cc以下	黄色	2,000 円
	排気量 90 cc超 125 cc以下	桃色	2,400 円
	ミニカー	水色	3,700 円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用(農耕トラクタ、田植機等)	緑色	2,400 円
	その他(フォーク・リフト等)		5,900 円
軽二輪(排気量 125 cc超 250cc 以下)		白色	3,600 円
二輪の小型自動車(排気量 250cc 超)		枠付白	6,000 円

●三輪以上の軽自動車

車 種			税 率		
			平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13 年を超えた車両(経年車重課)
軽 三 輪			3,900 円	3,100 円	4,600 円
軽四輪	貨物	営業用	3,800 円	3,000 円	4,500 円
		自家用	5,000 円	4,000 円	6,000 円
	乗用	営業用	6,900 円	5,500 円	8,200 円
		自家用	10,800 円	7,200 円	12,900 円

(6) 軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し (市税条例附則第14条)

ア 改正内容

(ア) 平成31(令和元)・2年度に新規取得した軽自動車については、現行の特例制度の適用期限を2年延長し、当該取得の翌年度に適用するもの。 【令和2・3年度課税】

車種		平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	グリーン化特例(軽課)			
			平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録を受けた軽自動車のうち一定の環境性能を有する車両			
			電気自動車・天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車		
			<乗用> R2 燃費基準 +30%	<乗用> R2 燃費基準 +10%		
			<貨物> H27 燃費基準 +35%	<貨物> H27 燃費基準 +15%		
		標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
軽四輪	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	※ 2,700円	5,400円	8,100円

(イ) 令和3・4年度に新規取得した自家用乗用の電気自動車・天然ガス自動車に限り、グリーン化特例(軽課)を当該取得の翌年度に適用するもの。 ※【令和4・5年度課税】

イ 施行日

(ア) 令和元年10月1日

(イ) 令和3年4月1日

(7) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準等の特例措置(市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項及び第4項)

ア 改正内容

「わがまち特例」の適用期間が延長されたことに伴い、国が定める範囲の中で、市町村が条例で課税標準の特例割合及び減額割合を定める必要があることから、長崎市における課税標準の特例割合等について、特例措置の目的及び長崎市における状況を考慮して、次のとおり割合を定め、また、所要の整備を行う。

(ア) 企業主導型保育事業に係る固定資産税・都市計画税の特例措置(延長)

	前回(平成29年度改正)	今回(平成31年度改正)
対象施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、事業所内保育事業を目的とする施設であって、児童福祉法による認可を受けていない施設の用に供する固定資産	変更なし
特例割合の範囲	1/3以上 2/3以下 ※国が示す参酌基準は1/2	変更なし
長崎市の特例割合	1/3(税額を1/3とする)	1/3(税額を1/3とする)
対象時期 (特例適用期間)	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設置されたもの(設置の翌年度から5年間)	平成31年4月1日から令和3年3月31日までに設置されたもの(設置の翌年度から5年間)

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(1/3)×税率(1.4%)

※都市計画税の税額＝課税標準額×特例割合(1/3)×税率(0.3%)

【特例割合の決定期由】

企業主導型保育事業については、待機児童の解消に有効な施策であり、その必要性も変わっていないことから、引き続き、軽減が最も高い3分の1の特例割合を適用する。

なお、本事業は、休止、定員割れ等の事業の問題点が指摘されているが、現在、国において、審査体制や審査内容の充実、財務面・労務面の指導監査の強化などの対応策を講じており、今後、問題点は解消される見込みである。

(イ) サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置(延長)

	前回(平成 29 年度改正)	今回(平成 31 年度改正)
対象施設	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス(安否確認・生活相談等)の提供を受けることができ、良好な居住環境(バリアフリー構造等)を備えた高齢者向け賃貸住宅として登録されたもののうち、一定の要件を満たすもの。	変更なし
減額割合の範囲	1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3	変更なし
長崎市の減額割合	1/2(税額を 1/2 とする)	1/2(税額を 1/2 とする)
対象時期 (特例適用期間)	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新築されたもの(新築の翌年度から 5 年間)	平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに新築されたもの(新築の翌年度から 5 年間)

※固定資産税の減税額＝課税標準額×税率(1.4%)×(1－減額割合(1/2))

【減額割合の決定期由】

「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「長崎市住生活基本計画」に基づき、高齢者が地域で生活するための施設整備を進めているが、サービス付き高齢者向け賃貸住宅は供給面で不足している状況ではないため、引き続き、軽減が最も低い 2 分の 1 の減額割合を適用する。

(ウ) 市民緑地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置(廃止)

	前回(平成 29 年度改正)	今回(平成 31 年度改正)
対象施設	市の指定を受けた緑地保全・緑化推進法人が、認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地(300 ㎡以上の土地で、所有者と無償の借地契約を締結したもの)	変更なし
特例割合の範囲	1/2 以上 5/6 以下 ※国が示す参酌基準は 2/3	変更なし
長崎市の特例割合	5/6(税額を 5/6 とする)	廃止
対象時期 (特例適用期間)	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに設置されたもの(設置の翌年度から 3 年間)	平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに設置されたもの(設置の翌年度から 3 年間)

【特例割合の廃止理由】

都市公園を含む市内すべての公園の1人当たりの敷地面積が、前回市民緑地に係る特例割合を制定した時より増加しており、長崎市の公園等の面積は充足されていること、また、特例割合制定後、緑地保全・緑化推進法人の指定の実績及び法人設立に係る相談事例がないことから、特例割合を廃止する。

イ 施行日

公布の日(令和 2 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用)

3 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例新旧対照表

(1) 長崎市税条例 第1条による改正

現行	改正後（案）
<p>附則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第8条の2</p> <p>1～21 略</p> <p><u>22 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</u></p> <p><u>23～24</u> 略</p>	<p>附則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第8条の2</p> <p>1～21 略</p> <p><u>22 削除</u></p> <p><u>22～23</u> 略</p>

長崎市税条例 第2条による改正

現行	改正後（案）
<p>（市民税の申告）</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～8</u> 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち省令で定めるものについては、省令で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7～9</u> 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第25条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所</p>

得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名

(3) その他市長が定める事項

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____

_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____

_____ 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称

得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他市長が定める事項

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同

項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定

する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等 _____ の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他市長が定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、市長が定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第25条の4 市民税の納税義務者が第25条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合に

(2) 扶養親族の氏名

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他市長が定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、市長が定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第25条の4 市民税の納税義務者が第25条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合に

おいては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第53条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者であるときは

_____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの_____については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第53条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

は_____、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第53条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第53条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみな

して、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等
(以下この項において「販売業者等」とい
う。)が、その製造により取得した三輪以上
の軽自動車又はその販売のためその他運行
(道路運送車両法第2条第5項に規定する運
行をいう。次項において同じ。)以外の目的
に供するため取得した三輪以上の軽自動車に
ついて、当該販売業者等が、法第444条第3
項に規定する車両番号の指定を受けた場合
(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適
用を受ける売買契約の締結が行われた場合を
除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の
軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を
課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得
した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施
行地内に持ち込んで運行の用に供した場合に
は、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供
する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみな
して、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対す
る軽自動車税の非課税の範囲)

第53条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車
等のうち、直接その本来の事業の用に供する
もので、救急用のものに対しては、軽自動車
税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第53条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以
上の軽自動車の取得のために通常要する価額
として省令第15条の10に定めるところにより
算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第53条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自
動車に対して課する環境性能割の税率は、当

該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第53条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第53条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第53条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第53条の9 市長は、公益のため直接専用する

(軽自動車税の税率)

第55条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第56条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第56条の2 削除

(軽自動車税の徴収の方法)

第56条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告)

第57条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては

三輪以上の軽自動車又は第61条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第55条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第56条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第56条の2 削除

(種別割の徴収の方法)

第56条の3 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告)

第57条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては

省令第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては省令第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車等に関する報告)

第57条の2 第53条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無

省令第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては省令第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては省令第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車等に関する報告)

第57条の2 第53条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無

(5) その他市長が必要と認める事項

(非課税軽自動車等の届出)

第58条 主たる定置場が市内である軽自動車等で、法第443条又は第54条第2号の規定によつて軽自動車税を課されない軽自動車等の管理者若しくは使用者は、当該軽自動車等の使用を始めた日から15日以内に、届書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第59条 軽自動車等の所有者等又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第57条又は第57条の2の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(軽自動車税の減免)

第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用すると認められる軽自動車等
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等
- (3) 災害により、著しい被害を受けた者が所有し、若しくは使用する軽自動車等又は著しく価値を減じた軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について

(5) その他市長が必要と認める事項

(非課税軽自動車等の届出)

第58条 主たる定置場が市内である軽自動車等で、法第445条又は第54条第2号の規定によつて軽自動車税を課されない軽自動車等の管理者若しくは使用者は、当該軽自動車等の使用を始めた日から15日以内に、届書を市長に提出しなければならない。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第59条 軽自動車等の所有者等又は第53条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が第57条又は第57条の2の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(種別割の減免)

第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用すると認められる軽自動車等
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等
- (3) 災害により、著しい被害を受けた者が所有し、若しくは使用する軽自動車等又は著しく価値を減じた軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について

減免を受けようとする年度、納期、税額及び次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 軽自動車等の種別、車名、車台番号又は車体番号、車両番号又は標識番号、形状及び性質
- (3) 主たる定置場の位置
- (4) 用途
- (5) 軽自動車等の所有者等となつた日

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等_____に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身

減免を受けようとする年度、納期、税額及び次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 軽自動車等の種別、車名、車台番号又は車体番号、車両番号又は標識番号、形状及び性質
- (3) 主たる定置場の位置
- (4) 用途
- (5) 軽自動車等の所有者等となつた日

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身

体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番

体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの_____

(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番

号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 減免を受けようとする年度、納期及び税額
- (6) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (7) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者について準用する。

（標識の交付等）

号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 減免を受けようとする年度、納期及び税額
- (6) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (7) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者について準用する。

（標識の交付等）

第62条 原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し、第57条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第443条若しくは第53条の2又は第53条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第53条の2又は第53条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

4 第1項の標識の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者

第62条 原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し、第57条第1項の申告書を提出する際、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第53条の3又は第53条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第53条の3又は第53条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

4 第1項の標識の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者

は、市長に対し、第57条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。

5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車に対して軽自動車税を課されることとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正に使用してはならない。

附則

は、市長に対し、第57条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。

5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車に対して種別割を課されることとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正に使用してはならない。

附則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第53条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦

課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第53条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用す

る。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は、当分の間、第53条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4 第53条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第53条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第53条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」と

(軽自動車税_____の税率の特例)

第14条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

_____の軽自動車税_____に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税_____に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税_____に限

あるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第53条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 _____

_____法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ)貨物用のもの	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限

り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）

に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税 に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税 に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車

り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)貨物のもの	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)貨物のもの	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車

税 _____ に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税 _____ の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税 _____ の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税 _____ の額について不足額があることを第56条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽

税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(エ)貨物のもの	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第56条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽

<p>自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第57条から第59条まで_____の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第57条、第57条の2及び第59条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	--

長崎市税条例 第3条による改正

現行	改正後（案）
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第31条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第31条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（<u>次項から第5項まで</u>において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して</p>

14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第15条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

(2) 長崎市都市計画税条例 第4条による改正

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">附 則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p><u>4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>	<p style="text-align: center;">附 則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>2 略</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 略</p> <p>4 削除</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>

ける都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計

ける都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計

画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

11 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に

画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

15 略

(平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度

定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

14 略

(平成11年度用途変更宅地等及び平成11年度

類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

16 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

17 略

18～22 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置)

23 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。

類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

15 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

16 略

17～21 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置)

22 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。